

## 大町市情報公開条例による公開請求をするみなさまへお願い

大町市役所総務部庶務課

大町市情報公開条例の規定に基づき公文書の公開請求を行う場合は、以下の点についてご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

- 1 公文書の特定を円滑にするため、請求書を提出する前に、どのような文書が必要なのか担当部署の職員と協議してください。公文書の特定に必要な情報が特に不足している場合については、担当部署から書面等により請求内容の補正を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 2 公開請求は、対象となる公文書を所管する部署で公開・一部公開・非公開の決定を行います。請求内容について、担当部署の職員から確認の連絡をとることがありますので、連絡先には日中連絡がとりやすい電話番号を記入してください。
- 3 公開請求の対象となる文書が大量に存在するなどの理由により、公開・一部公開・非公開が決定されるまでに、お時間をいただくことがあります。

(大町市情報公開条例 抜粋)

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 公開請求をしようとするものの氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、当該請求があつた日から起算して60日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が大量であるため、公開請求があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限